

身元調査

こんなとき
どうしますか？



● あなたの身元を、知らない間に調べられていることが分かったら、どう思いますか？

考えて
みましょう！

～身元調査はどうして差別につながるの？～

だれも「生まれる場所」を選ぶことはできません。また、「親の職業」や「家庭環境」なども選ぶことはできません。

それにもかかわらず、興信所や探偵社などを使って出身地や家族の状況などを調べ、そのことを理由に結婚に反対したり就職時に不利な取り扱いをしたりすることは許されないことです。

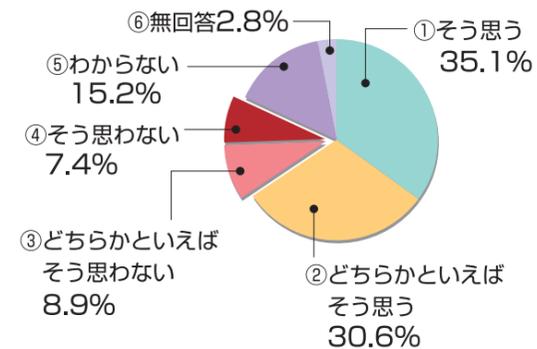
興信所などが今でもこのような身元調査をする背景には、そのような情報を求める個人が存在があります。

学習を
深めるために！

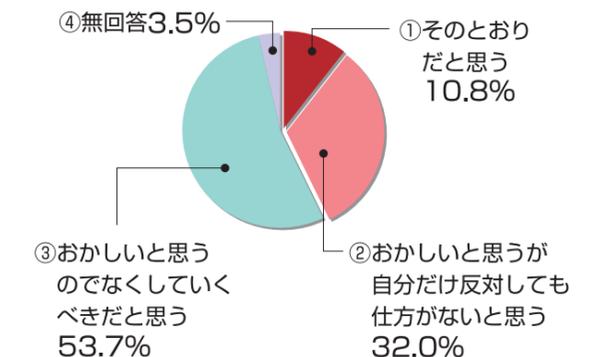
令和3年(2021年)に実施した人権に関する県民意識調査の結果では、同和問題の解決に向けた取り組みとして「身元調査をしない、させない取り組みを進めることが必要」との考え方に対して否定的な回答がまだ2割弱ありました。「身元調査をしない・させない」という意識の醸成が引き続き求められます。[次ページ図1]

また、憲法第24条には、「婚姻は両性の合意に基づいて成立する」とされていますが、同調査では、「結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方」について「そのとおりでと思う」「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がないと思う」との回答が4割強ありました。[次ページ図2]

【図1】身元調査をしない、させない取組を進めることが必要



【図2】結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方



就職は、一人ひとりの生活の安定や生きがいに関わる極めて重要な意義をもっています。採用時や入社後に、家族の状況や出身地などで差別することは、就職の機会均等・職業選択の自由や生活権の保障といった基本的人権を侵害する許されない行為です。

国および県では、応募者の基本的人権を尊重することや、適性・能力のみを基準とした公正な採用選考システムを確立するよう、事業所などに対して指導・啓発を行っています。

ワンポイント 講座

身元調査につながる 戸籍の変遷

明治5年(1872年)に戸籍(この年の干支から「壬申戸籍」と呼ばれている)が編成されました。壬申戸籍には、族称欄が設けられており、旧身分や職業などが記載された例もあり、身元調査に悪用されたため、壬申戸籍は昭和43年(1968年)に閲覧は禁止されました。

しかし、その後も戸籍自体は原則公開であったため、他人の本籍、出身地、家族構成なども知ることができました。このため、昭和51年(1976年)に、戸籍の閲覧制度は廃止され、謄本の請求も制限されるようになり、さらに平成20年(2008年)からは、戸籍の窓口での本人確認がルール化されるとともに、不正な手段による戸籍の取得には制裁の強化が図られました。

また、平成21年(2009年)以降、全国的に市町村では事前登録型本人通知制度など戸籍等の不正取得を防止するための取り組みが進められています。(詳細はP14「同和問題の解決に向けた取り組みから得た財産」参照)

部落地名総鑑事件

昭和50年(1975年)、被差別部落の地名、所在地、主な職業などが記載された差別図書を大手企業などが購入していたことが発覚しました。購入動機は採用にあたって身元調査に利用するためでした。法務省は、人権侵犯事件として調査・処理し、図書を回収・処分するとともに、購入企業に指導を行いました。

しかし、その後も同様の図書がつけられたり、インターネット上で公開されるなど、重大な人権侵害が起きています。